

議案第103号

三朝町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求め
る。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年9月20日原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険財政調整基金条例（昭和59年三朝町条例第20号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の
表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、
当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合
には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(積立て) 第2条 <u>基金として積み立てる額は、当該年 度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出 予算（以下「予算」という。）で定める額 とする。</u> (運用益金の処理)	(積立て) 第2条 <u>毎年度基金として積み立てる額は、 100万円以上とする。</u> (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成8年8月8日

市長 吉 岡 三 郎

東 河 津 市 長 官 公 署
文 吉 岡 三 郎 印

市長 吉 岡 三 郎

東 河 津 市 長 官 公 署

東 河 津 市 長 官 公 署

平成8年8月8日

東 河 津 市 長 官 公 署

東 河 津 市 長 官 公 署

東 河 津 市 長 官 公 署

平成8年8月8日

前 五 年 (ア立前)	新 五 年 (ア立新)
<p>おおよそ1億5千万円 100万円</p> <p>(国庫の基金)</p>	<p>おおよそ1億5千万円 出資人協会の協賛事業の増進を図る ため1億5千万円</p> <p>100万円</p> <p>(国庫の基金)</p>